

令和3年5月20日

令和3年予備試験短答式試験を受験された皆さまへ

令和3年予備試験短答式試験を受験された皆さま、お疲れ様でした。

正式な合格発表はもう少し先のことですが、既に論文式試験の勉強を開始されている方も多くいらっしゃると思います。とはいえ、論文式試験が予定されている本年7月10日及び11日までの残り時間は短く、試験当日までに全科目・全分野に渡って満遍なく総復習をすることが現実的に困難な方も多いと思われます。

そこで、予備試験論文式試験における既出題分野・出題周期、令和3年司法試験論文式試験を含む近年の試験の出題分野及び予備試験論文式試験において未出題の重要分野（司法試験・旧司法試験では出題済み）等を踏まえて、以下の別紙のとおり、令和3年予備試験論文式試験の法律科目につき、出題が予想される分野及び出題可能性が低いと考えられる分野をまとめました。

もちろん、全科目・全分野に渡って満遍なく総復習をすることが望ましいことは言うまでもありません。しかし、試験もある種の戦いですから、勝つためには、相手の出方を予想して対策を立てることも必要です。限られた準備期間の中でガードを固めるべきポイントやガードを緩めて休むポイントをどこにおくか、その判断の目安として参考にしていたければ幸いです。

TAC/Wセミナー講師

弁護士 御堂地 雅人

(別紙)

令和3年予備試験論文式試験・出題予想等分野表

	出題が予想される分野	出題可能性が低いと考えられる分野
憲法	営業の自由, 幸福追求権, 学問の自由, 統治(司法権)	思想・良心の自由, 信教の自由, 財産権
行政法	原告適格, 違法性の承継, 行政事件訴訟法10条1項の主張制限, 処分差止訴訟, 処分無効等確認訴訟	狭義の訴えの利益
民法	契約不適合責任, 連帯債務, 保証債務	取得時効, 消滅時効, 代理
商法	会社法429条, 手形法(善意取得, 手形行為独立原則等), 株式会社の設立, 株主の権利行使に関する利益供与, 競業避止義務	自己株式取得, 譲渡制限株式の譲渡, 株式の共有
民事訴訟法	弁論主義(特に第2テーゼ), 既判力, 管轄, 債権者代位訴訟	参加承継・引受承継, 当然承継, 確認の訴え, 将来給付の訴え
刑法	原因において自由な行為, 早すぎた構成要件の実現, 共同正犯関係, 強盗罪, 事後強盗罪	間接正犯, 不能犯, 遅すぎた構成要件の実現, 中止犯, 文書偽造罪
刑事訴訟法	強制処分と任意処分の区別基準・強制捜査又は任意捜査の適否の判断方法(GPS捜査等), 自白法則, 補強法則, 弾劾証拠	訴因変更, 一事不再理効, 逮捕・勾留, 所持品検査, 違法収集証拠排除法則
実務基礎科目 民事	請求の趣旨・訴訟物・請求原因(売買等の契約に基づく請求権), 契約の解除, 民事保全, 文書の成立の真正, 文書提出命令・義務(※民事訴訟法でも注意), 準備書面の内容	—
実務基礎科目 刑事	接見指定(※刑事訴訟法でも注意), 伝聞証拠(伝聞と非伝聞, 伝聞例外), 直接証拠と間接証拠の区別(推認過程の説明), 犯人性の認定, 罪証隠滅のおそれ(刑事訴訟法89条4号等)の認定, 類型証拠開示請求	—

なお, 上記の表は, 本試験の出題内容及び非出題内容を保証するものではありません。